

用語集

用語集

第2部第2編 区民と地域の防災力向上

用語	説明
事業所防災計画	東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災を最小限にとどめるため、都及び区の地域防災計画を基準として、事業者単位で作成する計画
自主防災組織	地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織で、町会を主体に結成されている。
大規模災害	ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいう。

第2部第3編 安全な都市づくりの実現

用語	説明
木造住宅密集地域	老朽化した木造住宅等が密集し、また公園などのオープンスペースが少なく道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間
特定建築物	建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物のうち、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物をいう。
急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき土地の区域

第2部第4編 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

用語	説明
緊急輸送道路	高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路
特定緊急輸送道路	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。
(道路) 障害物除去	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。
緊急通行車両	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの
緊急道路障害物除去路線	原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線
緊急輸送ネットワーク	震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク
緊急交通路	災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。
緊急自動車専用路	発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線

第2部第5編 物流・備蓄対策等の推進

用語	説明
緊急輸送路	知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路
災害時給水ステーション（給水拠点）	<p>災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。</p> <p>居住場所から概ね半径2 km 程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。</p>
応急給水槽	地震等の災害時に備え、住民の居住場所からおおむね半径2 km の範囲内に給水拠点のない空白地域を解消するために都が設置する応急給水のための水槽をいう。

第2部第6編 医療救護・保健等対策

用語		説明
広域災害救急医療情報システム (EMIS) (Emergency Medical Information System:イーミス)		災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するためのシステム
医療救護所等	緊急医療救護所	発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
	避難所医療救護所	おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
	医療救護活動拠点	急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所
災害拠点病院等	災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される）
	災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
	災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）
科災害拠点精神	災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院
	災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院
災害薬事センター		地区薬剤師会と連携して区が設置する。医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点。
東京DMAT (東京 Disaster Medical Assistance Team:ディーマット)		大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム
東京DPAT (東京 Disaster Psychiatric Assistance Team:ディーパット)		被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

用語	説明
DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team:ディーヒート)	被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム

第2部第7編 応急対応力の強化

用語	説明
非常配備体制	災害が発生するおそれがある場合もしくは災害が発生した場合等、必要に応じて第1次から第3次までの非常配備体制をとり、災害に対応することとしている。
緊急非常配備体制	夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合、災害対策本部が開設されるまでの間の応急対策活動を迅速に遂行するため、警戒待機及び緊急非常配備体制指定参集職員並びにその他の参集職員により編成する緊急非常配備体制をとる。
緊急非常配備体制指定参集職員	区役所本庁舎から5 km 圏内に住む職員を緊急非常配備体制指定参集職員としている。
図上訓練	防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式により訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。

第2部第8編 情報通信の確保

用語	説明
緊急地震速報（警報）	地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

第2部第10編 帰宅困難者対策

用語	説明
帰宅困難者	<p>事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。</p> <p>(東京都帰宅困難者対策条例第1条より)</p>
一時滞在施設	<p>帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者(駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者など)を一時的に受け入れるための施設</p>
災害時帰宅支援ステーション	<p>災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設</p>
帰宅支援対象道路	<p>徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート。都は、帰宅支援対象道路として16路線を指定している。</p>

第2部第11編 放射性物質対策

用語	説明
原子力災害対策重点区域	<p>国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。</p> <p>当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。</p>

第2部第13編 住民の生活の早期再建

用語	説明
がれき	震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のこと。広義としては、緊急道路障害物除去により道路上より撤去したがれきも含む。
激甚災害（激甚災害制度）	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。
検視・検案	検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

第3部 震災復興計画

用語	説明
災害復興計画	災害により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定を図るため、策定する計画

第5・6部 風水害編

用語	説明
水防活動	洪水または高潮により、堤防等に漏水、侵食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。
水防計画	水防法第7条の規定に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門・排水機場の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体（区市町村）と他の水防管理団体とにおける協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。